

平成 2 4 年度

関東農政局補助事業評価（再評価・事後評価）

技術検討会（第 1 回）

意見交換会資料

平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日

平成24年度 関東農政局補助事業評価  
(再評価・事後評価) 技術検討会 (第1回)

出席者名簿 (意見交換会)

[技術検討会委員]

浅枝 隆 埼玉大学大学院理工学研究科教授  
黒田 久雄 茨城大学農学部教授  
斎藤 和子 茨城大学地域総合研究所客員研究員  
佐々木 隆 信州大学農学部教授  
清水 みゆき 日本大学生物資源科学部教授  
(五十音順、敬称略)

[関東農政局]

厨 秀俊 農村計画部 部長  
黒田 実 土地改良管理課長  
河津 宏志 整備部 部長  
田中 卓二 水利整備課長  
生駒 孝一 農地整備課長  
(事務局)  
小椋 好明 農村計画部 土地改良管理課 農政調整官  
塚原 春文 整備部 設計課事業調整室長

[茨城県]

平石 昇 農林水産部農地局農村計画課技佐

[八千代町]

浜名 進 産業振興課長

[代表農家]

秋葉 幸雄 畑地かんがい先駆的实践者 (マイスター)  
染野 芳郎 茨城県畑地かんがい先駆的实践者連絡協議会会長ほか  
高橋 富男 畑地かんがい先駆的实践者 (マイスター)  
(五十音順、敬称略)

平成24年度  
関東農政局補助事業評価(再評価・事後評価)  
技術検討会(第1回)  
意見交換会

日時：平成24年11月15日(木)

14:30～15:20

場所：神山コミュニティーセンター

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 議事
  - (1) 意見交換
  - (2) 委員長の選出について
  - (3) 補助事業評価の公表について
- 4 農政局（農村計画部長）挨拶
- 5 閉 会

## 関東農政局補助事業評価委員会設置要領

### 第1 補助事業評価委員会の設置

国の補助金の交付を受けて都県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行う関東農政局補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### 第2 評価委員会の事務

評価委員会は、次の事項を検討・実施する。

- (1) 補助事業の再評価に関すること
  - ・再評価地区別資料及び再評価結果書に関すること。
  - ・補助金交付の方針案作成に関すること。
- (2) 補助事業の事後評価に関すること
  - ・事後評価地区別結果書に関すること。
- (3) 戸別所得補償円滑化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の中間審査に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### 第3 評価委員会の構成等

1. 評価委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 第2の(1)、(4)に係るもの

|      |             |
|------|-------------|
| 委員長  | 整備部長        |
| 副委員長 | 生産部長、農村計画部長 |
| 委員   | 生産部次長       |
|      | 整備部次長       |
|      | 畜産課長        |
|      | 農村振興課長      |
|      | 土地改良管理課長    |
|      | 資源課長        |
|      | 事業計画課長      |
|      | 設計課長        |
|      | 用地課長        |
|      | 水利整備課長      |
|      | 農地整備課長      |
|      | 地域整備課長      |
|      | 防災課長        |

- (2) 第2の(2)、(4)に係るもの  
委員長 農村計画部長  
副委員長 生産部長、整備部長  
委員 第3の1の(1)の委員に同じ。

- (3) 第2の(3)に係るもの  
委員長 整備部長  
副委員長 農村計画部長  
委員 整備部次長  
農村振興課長  
土地改良管理課長  
資源課長  
事業計画課長  
設計課長  
農地整備課長

2. 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、評価委員会を招集する。
4. 委員長は、補助事業の再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、再評価結果書案及び事後評価結果書案に対する意見を聴く。

#### 第4 幹事会の構成等

1. 評価委員会に次の構成による幹事会を設ける。

- (1) 第2の(1)、(4)に係るもの  
幹事長 設計課長  
幹事 畜産課 課長補佐(草地)  
農村振興課 課長補佐(総務)  
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官(開発)  
資源課 課長補佐(総務)  
事業計画課 課長補佐(計画調整)  
設計課 事業調整室長、課長補佐(調整)  
用地課 課長補佐(用地調整)  
水利整備課 課長補佐  
農地整備課 課長補佐  
地域整備課 課長補佐又は農業土木専門官  
防災課 課長補佐

- (2) 第2の(2)、(4)に係るもの  
幹事長 土地改良管理課長  
幹事 第4の1の(1)の幹事に同じ。

- (3) 第2の(3)に係るもの  
幹事長 農地整備課長  
幹事 農村振興課 課長補佐(総務)  
土地改良管理課 課長補佐、農政調整官(開発)

|       |            |
|-------|------------|
| 資 源 課 | 課長補佐（総務）   |
| 事業計画課 | 課長補佐（計画調整） |
| 設 計 課 | 事業調整室長     |

2. 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 幹事長は、幹事会を招集する。
4. 幹事会の事務は以下のとおりとする。
  - (1) 評価委員会に必要な事項の検討、資料の収集、作成及び整理。
  - (2) その他必要な事項。

## 第5 実施方法等

1. 再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振1906号生産局長、農村振興局長通知）等によるものとする。
2. 戸別所得補償円滑化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の中間審査の実施方法は、戸別所得補償円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）等によるものとする。

## 第6 報告

委員長は、評価委員会でとりまとめた再評価地区別資料、再評価結果書及び補助金交付の方針案並びに事後評価地区別結果書を関東農政局長に報告するものとする。

## 第7 事務局

評価委員会の庶務は、第3の1の（1）、（3）にあつては整備部設計課、第3の1の（2）にあつては農村計画部土地改良管理課が関係各課の協力を得て行う。

付則

1. この要領は、平成15年2月24日から施行する。

付則

1. この要領は、平成16年11月8日から施行する。

付則

1. この要領は、平成18年1月20日から施行する。

付則

1. この要領は、平成18年9月26日から施行する。

付則

1. この要領は、平成22年1月20日から施行する。

付則

1. この要領は、平成23年9月 1日から施行する。

別 添

## 技術検討会設置要領

### 第1 設置

関東農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が実施する補助事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び補助事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、設置要領第3の4に基づき、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置し、意見を求めることとする。

### 第2 事務

技術検討会は、再評価及び事後評価について、補助事業評価委員会からの求めに応じて、技術的・専門的見地から意見をとりまとめ提出する。

### 第3 構成

#### 1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、補助事業評価委員会の長が5名程度委嘱する。

#### 2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

#### 3. 委員の任期

委員の任期は、2年を限度とし、再任は原則として1回までとする。

### 第4 運営

1. 技術検討会は、補助事業評価委員会の長が招集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を補助事業評価委員会に報告する。

### 第5 事務局

技術検討会の事務局は、農林水産省政策評価実施計画 別表3に記載されている事業の再評価に関することにあつては整備部設計課、農林水産省政策評価実施計画 別表3に記載されている事業の事後評価に関することにあつては農村計画部土地改良管理課が関係各課の協力を得て行う。

## 平成 24 年度 関東農政局補助事業評価（再評価・事後評価）の公表等について

## (1) 技術検討会の傍聴

傍聴の可否については、第 1 回第技術検討会において技術検討会委員の判断により決定。

## (2) 技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事概要、議事録及び資料の取扱いについては、第 1 回技術検討会において技術検討会委員の判断により決定。

|       | 公表資料   | 公表部局   |   | 参考<br>(昨年度の取扱い)                                    |
|-------|--|--------|---|--|
|       |  | 本省     | 農政局                                     |  |
| 技術検討会 | 技術検討会の開催   | —      | プレスリリース<br>ホームページ                       | 公表   |
|       | 技術検討会の傍聴   | —      | 第 1 回委員会<br>で可の場合、<br>プレスリリース<br>ホームページ | 傍聴の可否を第 1 回委員会<br>の場で決定 → 傍聴可                      |
|       | 技術検討会議事概要  | —      | ホームページ                                  | 委員会終了後作成し公表  |
|       | 技術検討会議事録   | —      | ホームページ                                  | 委員会後事務局で発言者名<br>を記載した議事録を作成<br>し、委員の了解を得たうえ<br>で公表 |
|       | 技術検討会資料  | —      | ホームページ                                  | 公表   |
| 評価結果  | <再評価><br>評価結果書<br>費用対効果分析に関する説明資料<br><br><事後評価><br>地区別結果書<br>費用対効果分析に関する説明資料 | ホームページ | ホームページ                                  | 公表   |